

雇用保険の適用拡大 ―平成 29 年 1 月より 65 歳以上も対象―

Q 来年より雇用保険の加入要件が変わると聞いたのですが？

A 雇用保険の被保険者となる方は事業所の規模にかかわらず①一週間の所定労働時間が 20 時間以上であること②31 日以上の雇用の見込みがあること③雇い入れ日において 65 歳未満であること等を満たす必要がありましたが平成 29 年 1 月より、③の要件が不要となります。

【平成 29 年 1 月以降新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合】

雇用した時点から高年齢被保険者として、雇用した日の属する月の翌月 10 日までに雇用保険被保険者資格取得届(以後「資格取得届」)を事業所管轄のハローワークに提出します。

【平成 28 年 12 月までに 65 歳以上の労働者を雇用して平成 29 年 1 月以降も引き続き雇用している場合】

平成 29 年 1 月 1 日より高年齢被保険者となりますので、平成 29 年 3 月末日までに「資格取得届」を事業所管轄のハローワークに提出します。但しその方が届け出をする前に退職した場合は、平成 29 年 1 月 1 日から退職の間は雇用保険の被保険者となりますので、被保険者でなくなった日の翌日から 10 日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届に「資格取得届」を添えて提出することになります。

【平成 28 年 12 月末日の時点で高年齢継続被保険者の方を平成 29 年 1 月以降も継続して雇用している場合】

自動的に高年齢被保険者となり「資格取得届」の提出は不要となります。

また、高年齢被保険者の保険料については平成 31 年度まで免除となります。

詳細は最寄りのハローワークまでご連絡下さい。